

令和 5 年度 高知県地域職業訓練実施計画

令和 5 年 4 月 1 日

1 総説

（1） 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るために、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、高知県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、高知労働局、公共職業安定所、高知県等の関係機関と連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

（2） 計画期間

計画期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

（3） 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

（1） 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率が低下する等、雇用への大きな影響がみられたものの、高知県の令和5年1月の有効求人倍率は1.26倍となり、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意が必要であるものの、改善の動きが見られる状況となっている。正社員有効求人倍率は0.93倍と全国で40番目となっており、前年同月の0.87倍から改善しているものの、新規求人に占める正社員求人の割合は44.8%であり、全国の46.6%と比べると低い水準となっている。正社員求人の職種については求人者と求職者の間にミスマッチがあり、これらの対策としてスキルの不足する求職者に対してスキルアップを図る必要がある。

また、高知県においては全国に先駆けて少子高齢化が進んでおり、人手不足が顕著となっている。そのため、公的職業訓練を通じた人材の育成を行い、人材が不足している分野の人材確保も求められている。

さらに、多様な求職者に対して、個々の状況による再就職を支援するために、人材ニーズを踏まえた公的職業訓練を実施する必要がある。

(2) 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和4年度の新規求職者は令和4年12月末現在で23,128人(前年同月比97.3%)であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性がある者の数は令和4年12月末現在で9,919人(前年同月比97.4%)であった。

これに対し、令和4年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

（令和4年4月～令和4年12月まで）

離職者に対する公共職業訓練	594人	(前年同期比 91.1%)
---------------	------	---------------

求職者支援訓練	171人	(前年同期比 150.0%)
---------	------	----------------

3 令和5年度の公的職業訓練の実施方針

令和3年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると

- ① 就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
 - ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「デザイン分野」「理容・美容関連分野」）があること
 - ③ 応募倍率が低く、就職率が低い分野（「営業・販売・事務分野」）があること
 - ④ 求職者支援訓練のうち基礎コースは令和3年度計画では認定規模30%としていたが、実績は6%程度であること
 - ⑤ 委託訓練の計画数と実績の乖離があること
 - ⑥ デジタル分野の設定はあるものの、内容の充実が課題であること
- といった課題がみられた。これらの課題の解消を目指し、令和5年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① については、高知県では他県に比べ、高齢化が進んでいるため、介護分野の訓練の設定は必須であることから、応募・受講しやすい募集期間・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。
- ② については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援かについて検討したうえで運用を見直す。また、「デザイン分野」「理容・美容関連分野」で働くことに関心を持てるような支援等、ハローワークと連携した就職支援を強化する。
- ③ については、求人ニーズ、受講者ニーズに即した訓練内容になっているか検討のうえ、就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか検討を行う。
- ④ については、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画の策定をする。
- ⑤ については、訓練を実施する民間教育機関等のニーズを踏まえたコース設定を行い、計画数と実績の乖離の解消に努める。
- ⑥ については、ITコースの内容をデジタル人材育成方針に沿った内容にすること、またデジタル分野の訓練施設の開拓等に努め、推進する。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

① 施設内訓練

〈対象者数及び目標〉 (人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
高知県立中村高等技術学校	25	25	85.7%
左官エクステリア科 (1年)	10	10	
住宅リフォーム科 (10ヶ月)	15	15	
高知職業能力開発促進センター	329	329	82.5%
テクニカルオペレーション科 (募集科名: 機械 CAD 技術科)	30	30	
CAD ものづくりサポート科	36	36	
住宅リフォーム技術科 (募集科名: 住宅 CAD リフォーム技術科)	64	64	
電気設備技術科	60	60	
ビジネスワーク科	84	84	
テクニカルオペレーション科 (短期デュアルコース) (募集科名: 機械 CAD 技術科 (企業実習付))	15	15	
電気設備技術科 (短期デュアルコース) (募集科名: 電気設備技術科 (企業実習付))	15	15	
橋渡し訓練 (導入講習)	25	25	
合　　計	354	354	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・施設内訓練の定員は令和4年度と同数の10科目、354人の訓練定員を確保する。
- ・高知職業能力開発促進センターでは、地域の事業主団体や事業主等業界ニーズを基に、主にものづくり分野であって、民間の教育訓練期間等では実施が難しいコースを設定する。(訓練期間: 6~7ヶ月)

② 委託訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
長期高度人材育成コース※1	45	45	
介護福祉士養成科	8	10	
保育士養成科	10	10	
その他(情報システム系/調理師/ 建築・インテリアデザイン/美容系など)	27	25	
知識等習得コース(デュアル訓練含む)※2	705	695	
IT系			84.5%
IT訓練科	475	470	
IT訓練科(デジタル)	0	30	
経理・宅地建物取引士	50	60	
介護系	105	60	
医療事務系	75	75	
合計	750	740	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・委託訓練は、令和4年度計画の750人から10人減の740人を計画数として実施する。
- ・「長期高度人材育成コース」は、人材不足分野の介護福祉士、保育士を重点分野として実施する。
- ・「知識等習得コース」は、IT系、経理・宅地建物取引士、介護系、医療事務系の分野を設定し、応募・求人ニーズを踏まえたうえで実施する。
- ・若年者・女性・就職氷河期世代の方に配慮した多様なコース設定を行う。特に育児中の訓練受講希望者に配慮した託児サービス提供事業の拡充を図る。

※1 長期高度人材育成コース

非正規雇用での就労期間が長く、不安定な就労を繰り返している若者が正社員就職を実現するために国家資格等の取得を目指すコース。(訓練期間: 1年以上 2年以下)

※2 知識等習得コース

求職者に必要な知識・技術等の職業能力を付与するための訓練コース

(訓練期間：3ヶ月以上を標準とし1年以下)

デュアル訓練コース

座学訓練と事業主等への委託による企業実習及び企業実習先での能力評価を行う訓練コース

(訓練期間：4ヶ月間を標準とする)

③求職者支援訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
基礎コース	110	110	58%
実践コース	257	257	
介護系	73	70	
医療事務系	13	15	63%
デジタル系	55	60	
その他の成長分野、人手不足分野	116	112	
合計	367	367	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対して雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、367人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模367人を上限とする。
- ・訓練内容としては、職業能力開発講習及び基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）を全体の30%程度、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を全体の70%程度とする。
- ・その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定に努めることとする。特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児付き訓練コースの設定に努める。
- ・地域ニーズ枠は、訓練認定規模の10%以内で設定することとする。

- ・新規参入枠は、次のとおりとする。

イ 基礎コース	上限値 20%
ロ 実践コース	上限値 30%
- ・認定単位期間は、四半期ごとに認定する。なお、第3四半期まで繰り越した認定枠について端数がある場合には集約し振替えることができる。
- ・申請単位期間内で新規参入枠以外の認定数（以下「実績枠」という）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・第3四半期以降においては、上半期の認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分及び中止コースの繰り越し分については、基礎・実践コース間の振替えや、実践コースの他分野への振替えができるものとする。

（2）在職者に対する公共職業訓練等

〈職業訓練の対象者数〉

公共職業訓練（在職者訓練） 573人

【内訳】

高知県 223人

高知職業能力開発促進センター 160人

高知職業能力開発短期大学校 190人

生産性向上支援訓練 560人

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上支援訓練においては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練等のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ものづくり分野について、DX等に対応した職業訓練の開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況等について確認する。
- ・高知県においては、産業界や企業のニーズにあった訓練を実施し、企業在職者にとって必要な資格取得やスキルアップを図る。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

〈対象者数及び目標〉 (人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
高知県立高知高等技術学校	8 5	8 5	98.1%
機械加工科	1 0	1 0	
溶接科	1 0	1 0	
塑性加工科（募集科名：オートボディ科）	2 0	2 0	
電気工事科	1 5	1 5	
自動車設備科	2 0	2 0	
配管科	1 0	1 0	
高知県立中村高等技術学校	1 5	1 5	95%
木造建築科	1 5	1 5	
高知職業能力開発短期大学校	5 0	4 5	
生産技術科	2 0	2 0	
電子情報技術科	3 0	2 5	
合 計	1 5 0	1 4 5	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・県立高等技術学校では、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。（訓練期間：1～2年間）
- ・高知職業能力開発短期大学校では、技術革新に対応できるものづくりの高度な知識と技術・技能を兼ね備えた実践技能者の育成のための職業訓練を実施する。（訓練機関：2年間）

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

〈対象者数及び目標〉 (人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
知識・技能習得訓練コース（集合訓練）	3 9	0	85%
在宅就業（テレワーク）研修科	2 4	0	
その他	1 5	0	
実践能力習得訓練コース	3 5	3 5	
合 計	7 4	3 5	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・定員充足率、就職率の低い訓練コースを廃止し、就職を目指す障害者にとってニーズがある就職率の高い実践能力習得訓練コースで、35人の定員として実施。
- ・企業の中で実際の業務を行う事で職業能力の向上と就職を目指す。

5 その他、職業能力の開発および向上の促進のための取組等

- ・受講者に対する訓練終了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供など計画的な就職支援を実施する。
- ・高知県が進める「産業振興計画」等の産業施策とも連携した就労支援を実施していく。
- ・人材不足分野である「介護・医療・福祉」分野の人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練関係機関及び高知県福祉人材センターの連携強化による就職支援を実施する。
- ・地方単独事業として実施される「地域リスクリング推進事業」については、事業一覧の報告を持って地域職業訓練実施計画に位置づける。なお、県及び市町村の該当事業一覧（地域リスクリング推進事業一覧）は、事業実施年度に入り開催する地域協議会において、報告する。